

第1問答案用紙<1>  
(企業法)

問題1	<p>株券を交付して譲渡している点は問題がないが（128条1項）、取締役会の承認（139条1項）を得ずに譲渡制限株式を譲渡しているため、その効力について、明文の規定がなく問題となる。</p> <p>この点、<u>会社に対する関係</u>では無効と解するが、<u>当事者間</u>では有効と解する。</p> <p>なぜなら、会社が株式譲渡制限の定め（107条1項1号）を設ける目的は、会社にとって好ましくないものが会社経営に参加することを防止し、<u>会社の閉鎖性を維持</u>することにあることから、<u>会社に対する関係</u>において無効とすれば足りる。また、株式取得者からの譲渡承認請求（137条1項）及び株式買取人指定請求（138条2号ハ）が認めており、これらは<u>当事者間</u>では譲渡が有効であることが前提とされているためである。</p>
問題2	<p>まず、Cは、他の株主に関する瑕疵について訴えを提起できることを主張すべきである。</p> <p>決議取消の訴え（831条）は、<u>公正な決議を確保・維持</u>するための制度である。だとすれば、たとえ他の株主に関する瑕疵であっても、決議の公正が阻害されるおそれがある場合には、決議取消の訴えを提起することができる<sup>と解すべきである</sup>。従って、Cによる当該主張は認められる。</p> <p>次に、Cは、本件決議において、甲会社がAの議決権行使を認めなかったことが「決議方法の法令違反（831条1項1号）」にあたりと主張すべきである。</p> <p>本問では、買取事項の決定に関して特別の利害関係を有するという理由から、甲会社は、Aの議決権行使を認めていない。ここで、特別の利害関係者である譲渡等承認請求者の議決権行使を140条3項が認めないことから、甲会社は、同条同項をAに適用したと想定できる。しかし、同条同項を文言通りに解釈すれば、Aは譲渡等承認請求者に該当しないため、Aには同条同項は適用されない。従って、Aは本件決議において、議決権を行使できたはずであるが、甲会社がこれを認めなかったため、本件決議には、決議方法の法令違反があったといえ、Cはこの点を主張すべきである。</p> <p>しかし、Cの当該主張は認められないと考える。</p> <p>そもそも、株主総会では特別に利害関係を有する者も議決権を行使できるところ、例外的に140条3項が議決権の行使を認めないのは、<u>買取事項の決定に関して、譲渡等承認請求者による不当な影響力を排除するため</u>である。ここで、Aは譲渡等承認請求者ではないにしても、Bから「Aに有利な買戻金額で本件株式を返還することを提案」され、これに同意していたこと、また、Aが甲会社の発行済株式総数の40%を保有することから、Aが本件決議に加わることにより、買取事項の決定に不当な影響力を及ぼすおそれがあったといえる。だとすれば、Aにも140条3項が類推適用され、本件決議においてAの議決権の行使は認められないと解すべきである。</p> <p>よって、甲会社がAの議決権行使を認めなかったことは決議方法の違反にはあらず、Cの当該主張は認められないと考える。</p>

第2問 答案用紙<1>  
(企業法)

問題1	取締役会を招集する者は、各取締役に対して招集通知を発しなければならない(368条1項)。
<p>本件取締役会の招集通知は取締役Bには発せられておらず、Bは本件取締役会に出席することができなかった。そこで、一部の取締役に対して招集通知がなされず、その取締役が欠席した取締役会決議の効力が問題となる。</p>	
<p>取締役会決議に手続上の瑕疵がある場合については、会社法は、株主総会決議の場合のような特別の訴えの制度(831条)を用意しておらず、民法の一般原則に従い無効と解すべきである。ただし、出席しなかった取締役が出席しても決議の結果に影響がないと認められるべき特段の事情があるときは、取締役会決議は有効になると解する。</p>	
<p>本問では、本件取締役会の決議は、取締役C及びDの賛成多数で決議されている。しかし、企業集団の経営方針は取締役Bが実質的に決定しており、Bは丙会社の完全親会社である乙会社の一人株主であるAの配偶者でもあることから、Bが取締役会の決議の結果に与える影響は重大であると考えられる。よって、上記特段の事情があるとはいえず、本件取締役会の決議は無効である。</p>	
問題2	本件株式譲渡は重要な財産の処分に該当することから、取締役会決議が必要である(362条4項1号)。
<p>そこで、本件取締役会決議が無効であるとした場合、取締役会決議を欠く重要な財産の処分の効力が問題となる。</p>	
<p>包括的代表権を有する代表取締役の対外的な個々の取引行為を、内部的意思決定に過ぎない取締役会決議を欠くことを理由に無効とすると、取引の安全を欠くことになる。よって当該取引は有効と解する。ただし、取引の相手方が取締役会決議を経していないことを知りまたは知ることができたときは、当該取引は無効と解する。</p>	
<p>本問では、本件株式譲渡の取引相手Fは乙社と同一企業集団に属する丁社の取締役であり、本件株式譲渡が丙社取締役Bを経営から排除することを目的とすることを知らされたうえで、乙社取締役C及びDから取引を依頼されている。しかしFは、本件取締役会決議にBが欠席した理由について特段の確認をしなかった。</p>	
<p>取引の目的を鑑みれば、Fは本件取締役会にBが欠席した理由を確認すべきであり、本件株式譲渡が有効な取締役会決議を経していないことを知りまたは知ることができた。よって、本件株式譲渡は無効であり、乙社は本件株式譲渡の無効を主張することができる。</p>	